令和2年3月定例教育委員会会議結果報告及び会議録 (要点筆記)

時:令和2年3月24日(水)15:30~16:55

場 所:古賀市役所 第2庁舎 402会議室

出席委員:長谷川教育長 米倉議長 松本委員 大賀委員 木村委員

欠席委員:小山委員

事務局 : 青谷教育部長 簑原教育総務課長 浦邉学校教育課長兼主任指導主事 中村生涯学習推

進課長 桐原青少年育成課長 柴田文化課長 辻学校給食センター所長 伊丹学校教育

課指導主事 教育総務課庶務係(松尾、松本)

傍聴者 : 0 名

付議事項:

1. 開会

2. 教育長あいさつ

3. 諸報告

(1)教育長報告

(2)教育委員情報交流 なし

(3)教育委員会報告

・市議会第1回定例会について

・市内小中学校の学校医及び学校歯科医並びに学校薬剤師の委嘱について

4. 議案

番号	件名	議決年月日	議決結果
第 9号議案	令和2年度古賀市教育行政の目標と主要施策の策 定について(別冊)	R2. 3. 24	原案可決
第10号議案	古賀市立小中学校職員公益通報制度に関する要綱 の制定について	R2. 3. 24	原案可決
第11号議案	古賀市教育委員会補助金交付規則の制定について	R2. 3. 24	原案可決
第12号議案	古賀市公民館類似施設整備費補助金交付規則等の 一部を改正する規則の制定について	R2. 3. 24	原案可決
第13号議案	古賀市学校人権教育推進事業補助金交付要綱の一 部を改正する告示について	R2. 2. 12	原案可決
第14号議案	古賀市教育委員会が所管する行政財産に係る職員 駐車場の使用に関する規則の一部を改正する規則 の制定について	R2. 3. 24	原案可決
第15号議案	古賀市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定に ついて	R2. 3. 24	原案可決
第16号議案	古賀市独立行政法人日本スポーツ振興センター共 済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則 の制定について	R2. 3. 24	原案可決

第17号議案	古賀市若年者専修学校等技能習得資金貸与規則の一部を改正する規則の制定について	R2. 3. 24	原案可決
第18号議案	古賀市高等学校等入学支援金支給規則の一部を改	R2. 3. 24	原案可決
	正する規則の制定について		
第19号議案	古賀市学童保育所条例施行規則の一部を改正する	R2. 3. 24	原案可決
	規則の制定について		
第20号議案	地域公民館の分館長及び分館主事の委嘱等に関す	R2. 3. 24	原案可決
	る規則の一部を改正する規則の制定について		
第21号議案	教育委員会事務局及び教育機関の職員(県費負担	R2. 3. 24	原案可決
	教職員を除く)の人事について		
第22号議案	県費負担教職員の進退に係る内申について	R2. 3. 24	原案可決

5. 協議事項

①教育大綱の一部改定について (別冊)

- 6. その他事項
 - (1) 各課(所属) 等報告
 - (2) その他
- 7. 閉会

会議内容:以下のとおり

1. 開会

15時30分、議長が開会を宣言。

- 2. 教育長あいさつ
- 3. 諸報告
- (1) 教育長報告
 - ・新型コロナウイルスの感染拡大、全国的に学校も休校しています。新学期は各自治体の 状況に応じて対応することになります。文部科学省、県教育委員会もいろいろな通知を 出しています。始業式等は行う予定です。入学式は卒業式と同じとする予定です。感染 リスクを極力減らして対応していきます。
 - ・市P連総会も中止です。
 - ・健康チェックカードの提出のお願いしています。
 - ・部活動は4月6日まで行わない予定です。
 - ・新型コロナウイルス感染の状況によっては学校再開も難しくなるかもしれません。
- (2) 教育委員情報交流 なし
- (3) 教育委員会報告

米倉議長 古賀市議会第1回定例会について、報告をお願いします。

教育部長 市議会第1回定例会と臨時議会について報告させていただきます。古賀市議会第1回定 例会の会期は明日までの3月25日の予定です。教育委員会関連議案として、古賀市適 応指導教室条例の一部を改正する条例の制定についてと、古賀市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定については、3月5日の文教厚生委員会にて審議をいただき、補正予算、令和2年度当初予算は3月6日から16日までの予算審査特別委員会において審議されています。最終日の25日に質疑討論採決の予定です。一般質問については、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいることから10人中9人が通告を取り下げられています。以上です。

- 米倉議長 それでは、②の令和2年度古賀市立小中学校の学校医及び学校歯科医並びに学校薬剤師の委嘱についてお願いします。
- 学校教育課長 令和2年度古賀市立小中学校の学校医及び学校歯科医並びに学校薬剤師の委嘱について報告いたします。粕屋地区の医師会、歯科医師会、薬剤師会の推薦をうけまして、 名簿のとおり委嘱を行っております。昨年度からの変更はありません。以上です。
- 米倉議長 変更がないということで、よろしいですか。報告ありがとうございます。

4. 議案

米倉議長 第9号議案令和2年度古賀市教育行政の目標と主要施策の策定について、提案をお願い します。

教育総務課長 (議案朗読)

別冊をご覧ください。内容につきましては、前回の教育委員会で提案させて頂いたところですが、2ヵ所変更がございます。別冊15ページをご覧ください。主要施策10の人権尊重、施策02(1)に修正を加え、施策3(4)の追加しております。変更点は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

米倉議長 前回にお渡ししておりましたが、質問等または変更点にご意見等ありますか。なければ、 第9号議案は承認とします。

(第9号議案 承認)

米倉議長 第10号議案古賀市立小中学校職員公益通報制度に関する要綱の制定について、提案を お願いします。

教育総務課長 (議案朗読)

教職員が、例えば、官制談合や公金横領やハラスメントや利害関係者からの接待等の法令違反行為を古賀市教育委員会に通報できる体制を整備し、本市の教育行政の運営に資するために行うものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

米倉議長 よろしいですか。第10号議案は承認とします。

(第10号議案 承認)

米倉議長 第11号議案古賀市教育委員会補助金交付規則の制定について、第12号議案古賀市公 民館類似施設整備費補助金交付規則等の一部を改正する規則の制定について、第13号 議案古賀市学校人権教育推進事業補助金交付要綱の一部を改正について、一括して提案 をお願いします。

教育総務課長 (議案朗読)

第11号から第13号議案につきましては、古賀市教育委員会補助金交付規則に関する

改正ですので、一括して提案いたします。 13ページをご覧ください。第11号議案について、古賀市補助金交付規程に基づいて補助金を交付していたところで、古賀市補助金交付規則の改正に準じて古賀市教育委員会補助金交付規則の改正をしたところです。 18ページをご覧ください。第12号議案について、新旧対照表にて、古賀市公民館類似施設整備費補助金交付規則及び古賀市スポーツ大会出場奨励補助金交付規則並びに古賀市立中学校部活動大会参加補助金交付規則に関し、古賀市補助金交付規則に準じて古賀市教育委員会補助金交付規則と改正するものでございます。 22ページをご覧ください。第13号議案についても理由は同じくして改正するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

米倉議長 よろしいですか。第11号、第12号、第13号議案は承認とします。

(第11号、第12号、第13号議案 承認)

米倉議長 第14号議案古賀市教育委員会が所管する行政財産に係る職員駐車場の使用に関する規 則の一部を改正する規則の制定について、提案をお願いします。

教育総務課長 (議案朗読)

学校財産の敷地内に通勤に伴う車両を駐車される一部の職員に対し、この度制度が新たになりました会計年度任用職員の改正と県費負担教職員を除く教職員から駐車料金を徴収するため、改正するものです。

米倉議長 今年からですか。

教育総務課長 市職員のみで学校の先生方は徴収しておりません。

米倉議長 よろしいですか。第14号議案は承認とします。

(第14号議案 承認)

米倉議長 第15号議案古賀市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について、提案をお願いします。

学校教育課長 (議案朗読)

28ページをご覧ください。地域学校協働活動推進員は学校と地域を一体となった活動を推進するコーディネーターとして、すでに各学校区において活動していますが、この 度定数を学校区原則1名とし兼任も可能とし、委員の職務を明確化するものです。

木村委員 仕事の中身を詳しくお願いします。

学校教育課長 学校が地域の活動の中に入って地域貢献活動を円滑に進めたり、地域の人材をゲストティーチャーとして活用する際の連絡調整を行ったり、地域の中での教育課題などを解決するための協議会に出席したりするものです。

米倉議長 地域と学校のコーディネーターとして、地域の方を選ぶということですか。報酬とかあるのですか。

学校教育課長 地域の方を選任します。報酬はありません。ボランティアです。

米倉議長 これから増えていくということですか。

学校教育課長 はい。PTCA の方が兼任されていくこともあると思います。学校の実態に合わせて進めてまいりたいと思います。

米倉議長 よろしいですか。第15号議案は承認とします。

(第15号議案 承認)

米倉議長 第16号議案古賀市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規 則の一部を改正する規則の制定について、提案をお願いします。

学校教育課長 (議案朗読)

32ページをご覧ください。スポーツ振興センターより事務要件として修正の指定があり、要保護及び準要保護世帯の掛け金額及び不徴取について明記されることにより、改正するものです。以上です。

米倉議長 よろしいですか。第16号議案は承認とします。

(第16号議案 承認)

米倉議長 第17号議案古賀市若年者専修学校等技能習得資金貸与規則の一部を改正する規則の制 定について、提案をお願いします。

学校教育課長 (議案朗読)

36ページをご覧ください。民法改正にともなう連帯保証人に関する規程の見直しにと もない、新たな様式が追加されること及び遅延損害金の修正にともない改正するもので す。以上です。

米倉議長 よろしいですか。第17号議案は承認とします。

(第17号議案 承認)

米倉議長 第18号議案古賀市高等学校等入学支援金支給規則の一部を改正する規則の制定について、提案をお願いします。

学校教育課長 (議案朗読)

49ページをご覧ください。対象者の基準を分かりやすくするために、収入基準を前年度平均月収から高等学校に入学する前年度の世帯の収入に改めたものです。

米倉議長 よろしいですか。第18号議案は承認とします。

(第18号議案 承認)

米倉議長 第19号議案古賀市学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、提 案をお願いします。

青少年育成課長 (議案朗読)

52ページをご覧ください。古賀東学童保育所及び花見学童保育所の利用者増加に伴い、 古賀東学童保育所53名、花見学童保育所54名に定員の変更として改正するものです。

米倉議長 よろしいですか。第19号議案は承認とします。

(第19号議案 承認)

米倉議長 第20号議案地域公民館の分館長及び分館主事の委嘱等に関する規則の一部を改正する 規則の制定について、提案をお願いします。

生涯学習推進課長 (議案朗読)

55ページをご覧ください。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正することに伴い、 地域公民館の分館長及び分館主事が地方公務員の特別職に該当しなくなるため、私人と なるがこれまでどおり委嘱し、報酬を報償として規則を改正するものです。

米倉議長 よろしいですか。第20号議案は承認とします。

(第20号議案 承認)

米倉議長 第21号議案教育委員会事務局及び教育機関の職員(県費負担教職員を除く)の人事について、提案をお願いします。

教育部長 (議案朗読)

61ページをご覧ください。令和2年4月1日付古賀市教育委員会の人事異動について 別紙のとおり報告いたします。

米倉議長 よろしいですか。第21号議案は承認とします。 (第21号議案 承認)

5. 協議事項

(協議事項① 非公開)

6. その他事項

(1) 各課(所属)報告

ア、教育部長 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、対策本部会議をほぼ毎日 開催し、随時臨時校長会も開催し協議しております。各課より報告させたいと思います。

イ、教育総務課

・令和2年度の古賀市学校健康管理医は昨年に引き続きいけだ内科クリニックの池田先生になりました。報告いたします。

ウ、学校教育課

- ・不登校の状況について、長期欠席119名うち解消が24名です。
- ・児童生徒の登下校にかかわる事件事故については、2月及び3月はありませんでした。
- ・新型コロナウイルスについては市対策本部と連携し対策することで対応しています。3 月24日臨時出校日としています。4月6日学校再開に向けて準備しています。

工、生涯学習推進課

・リーパスプラザの自習室は3月25日から席の間隔をあけて利用開始予定。順次、多目的ホールは4月1日から利用可能、大ホールは協議中です。体育施設も一般のスポーツ団体について4月1日から予定しています。

オ、文化課

- ・図書館は本日から一部利用を開始しています。資料の貸出と返却のみとしています。
- ・歴史資料館は明日から再開予定。
- ・4月16日のランチタイムコンサートは交流館の屋上テラスにて場所を変更して実施を 協議しています。
- ・4月24日船原古墳展は歴史資料館が閉館しないかぎりは開催予定です。

カ、青少年育成課

・3月2日からの臨時休校にともない、臨時学童保育所を学校の空き教室を利用して開所 しています。期間中は合計利用者187名ありました。児童館休館のため、児童館の職 員が臨時学童保育所にて対応しました。臨時学童保育所にセブンイレブンさんのご協力 により無償のおにぎり弁当の配食を受け付けました。9名の申し込みのべ40食を配食 しました。25日から一部利用を制限して、児童館を開館する予定です。

キ、給食センター

・食材のキャンセルを行っています。キャンセルできなかった食肉関連ものはお支払いしています。国から補助の通知がきておりますので、対応してまいります。

(2) その他

教育総務課長 (行事予定表の説明)

庶務係長 (6月定例教育委員会の日程調整)

米倉議長 6月定例教育委員会6月25日13時30分からとします。

7. 閉会

議長が閉会を宣言し、16時55分閉会した。